別記

埼 玉 県　武蔵野線

千 葉 県　総武緩行線、総武快速線、総武本線、成田線、内房線、外房線、久留里線、東金線、京葉線、武蔵野線、鹿島線

東 京 都　総武緩行線、総武快速線、総武本線、京葉線、武蔵野線

最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年９月 28 日

大阪労働局長　森岡　雅人

第４号中「１時間836円」を「１時間842円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年10月31日から効力を生ずる。

国 会 関 係 記 事

第８回紛争解決手続代理業務試験の実施について

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第13条の３第１項及び第13条の４の規定に基づき、第８回紛争解決手続代理業務試験を次のように実施する。

平成 24 年９月 28 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

1　試験地　北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県

2　試験日　平成24年11月17日（土）

3　試験科目　個別労働関係紛争に関する具体的事例について、専門的解決能力及び実践的知識を問うものとする。設問の一部については、社会保険労務士の権限と倫理に関する問題を含める。

4　受験資格　社会保険労務士法第13条の３第１項に規定する研修の修了者。

5　受験手続

⑴　受験申込み　受験希望者は、紛争解決手続代理業務試験の受験申込書（以下「受験申込書」という。）に所要事項を記入し、次に掲げる書類等を添えて、受験申込先に提出すること。

ア　社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第１号。以下「則」という。）第９条の４第２項に規定する研修修了証又は則第９条の５第２項ただし書に規定する研修を修了する見込みであることを証する書面。

イ　写真

⑵　受験手数料　受験手数料は、全国社会保険労務士会連合会が指定する郵便振替の口座に15,000円を払い込むことにより納付すること。

⑶　受験申込先　全国社会保険労務士会連合会試験センター（〒103―8347　東京都中央区日本橋本石町３－２－12　社会保険労務士会館５階　電話03―6225―4882）（以下「試験センター」という。）

⑷　申込受付期間及び申込受付時間

ア　申込受付期間　平成24年10月１日（月）から10月15日（月）まで。

イ　申込受付時間　午前９時30分から午後５時30分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。

なお、郵送による申込みは簡易書留郵便により送付すること。この場合、平成24年10月15日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6　受験票の送付　受験票は、受付期間経過後、試験センターから直接受験申込者に送付する。

7　合格者の発表　合格者の受験番号は、平成25年３月19日（火）の官報において公告するほか、合格者本人に合格証書を送付する。

8　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは試験センターに行うこと。

⑵　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、受験希望者は申し出ること。

⑶　受験案内、受験申込書等の請求を郵便によって行う場合には、90円（速達の場合は360円）分切手をはったあて先明記の返信用封筒（サイズ23.5㎝×12㎝：長型３号）を必ず同封すること。

公　告

労働基準法第百十三条の規定による公聴会の開催について

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を改正する省令の草案について、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十三条の規定により公聴会を開催するので、次のとおり公示する。

平成二十四年九月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

一　案件　労働基準法施行規則の一部を改正する省令

二　期日　平成二十四年十月五日

三　場所　東京都千代田区霞が関一丁目二番一号　経済産業省別館

公　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成 24 年９月 28 日

金融庁長官　畑中龍太郎

1　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第１項第23号ロに該当するものとして届出を行った者の名称等

⑴　カーライル・グローバル・パートナーズ・マスター・コインベスト・ケイマン・エルピーの業務執行組合員等であるティーシー・グループ・グローバル・パートナーズ・マスター・コインベストメント・ケイマン・ジーピー・エルピーの業務執行組合員等である

名称　ティーシージー・グローバル・パートナーズ・マスター・コインベストメント・ケイマン・ジーピー・リミテッド

住所　ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、ウォーカーハウス、ウォーカーズ・エスピーヴィー・リミテッド私書箱908ジーティー

2　前項以外に該当する者としての届出を行った者の名称等

⑴　名称　益田信用組合
住所　岐阜県下呂市森690番地１

⑵　名称　アンジェスMG株式会社
住所　大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目７番15号

⑶　名称　株式会社インフォワークス
住所　東京都中央区新富一丁目８番９号

⑷　名称　株式会社パワーマネージメント
住所　東京都港区虎ノ門一丁目８番７号

⑸　名称　株式会社メガリス
住所　東京都新宿区西新宿５丁目３番２号７階

⑹　名称　公益財団法人教科書研究センター
住所　東京都江東区千石１丁目９番28号

⑺　名称　シャープファイナンス株式会社
住所　大阪府大阪市阿倍野区長池町22番22号

⑻　名称　イザベル・インベストメント・リミテッド
住所　ケイマン諸島、ＫＹ１―1104、グランドケイマン、ウグランドハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービシーズ・リミテッド

⑼　名称　川島　隆明
住所　東京都港区南麻布一丁目１－４

3　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成24年10月１日から平成26年９月30日まで

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成 24 年９月 28 日

金融庁長官　畑中龍太郎

1　所在地の変更のあった者

⑴　名称　双日株式会社
変更後の所在地　東京都千代田区内幸町２－１－１

⑵　名称　株式会社産業革新機構
変更後の所在地　東京都千代田区丸の内一丁目４番１号

⑶　名称　清水建設株式会社
変更後の所在地　東京都中央区京橋二丁目16番１号